

島根県報

第一、四八四号

平成十五年七月四日

(金曜日)

島根県知事 澄田信義

平成十五年七月四日

一 保安林予定森林の所在場所

隱岐郡五箇村大字北方字向田一六二三の四、一六二四の三、一六二六の三、一六二七の一、一六二八の一、一六三〇の一、一六三〇の三、一六三一、一六三三、一六三三の二、一六三四、一六三四の一、一六三五、一六三六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び五箇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

雑報

公益信託しまね女性ファンドの第十一期の信託事務及び信託財産の状況

正誤

平成十五年四月十五日付け島根県報第一、四六一号中 (漁港漁場整備課)

島根県告示第五百九十九号
次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年七月四日

告示

島根県告示第五百八十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
三十条の二第一項の規定により告示する。

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 篠川郡大社町大字遙堪字極楽山一五四八の二、字阿式一七三九の一〇、一七三九の一
- 二、一七四四の一七、一七四四の一八
- 二 保安林として指定された目的
- 二 土砂の流出の防備

島根県知事 澄田信義

三

解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第五百九十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八

条第一項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百九十一号								道路の種類	路線名	道間の区	道間の区
一般国道											
四百三十二号											
能義郡広瀬町梶福留一八五番三地先から同町一八五番三地先まで											
能義郡広瀬町梶福留一八五番三地先から同町一八二番二地先まで											
後 B	前 A	後 B	前 A	後 C	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	後 A	変更前の別
一一・〇〇・〇〇	六・〇〇・〇〇	一一・〇〇・〇〇	六・〇〇・〇〇	八・〇〇・〇〇	四五・〇〇・〇〇	七・〇〇・〇〇	一一・〇〇・〇〇	一三・〇〇・〇〇	七・〇〇・〇〇	一一・〇〇・〇〇	敷地の幅員メートル
一一〇八・〇〇	一一七〇・〇〇	一一〇八・〇〇	一一七〇・〇〇	一一〇・〇〇	七六・〇〇	九一・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	九一・〇〇	九一・〇〇	敷地の幅員メートル
広瀬土木事務所								管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称		備考	
拡幅	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		”	仮設道設置	トリプルウェイ	上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	道路改良工事			

	"	"	"	県道	"	"	
	波根久手線	印賀横田線	下横田出雲三成 停車場線	掛合上阿井線	三百七十五号	三百十四号	
邑智郡石見町大字日賀四七四二番一地先から同	大田市久手町波根西字柳瀬三番五地先から同町 字久手二三五二番地先まで	仁多郡横田町大字大呂八二三番一六地先から同 大字八二三番一六地先まで	仁多郡仁多町大字三成六六五番二五地先から同 大字六四一番一六地先まで	飯石郡吉田村大字吉田一七九六番四地先から同 大字四一九七番二八地先	邑智郡邑智町大字久保二七〇番四地先から同町 大字粕渕一〇一八番一地先まで	仁多郡仁多町大字三成一三三一九番五地先から同 大字六六五番一地先まで	
前A	後B	前A	後	前	後	前	後
五・〇〇・〇〇	二・五〇・〇〇	六・〇〇・〇〇	六・〇〇・〇〇	一三・九〇・〇〇	一五・五〇・〇〇	一〇・五〇・〇〇	二・五〇・〇〇
三〇・〇〇	九・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	二一・〇〇	二・〇〇・〇〇
九〇三・〇〇	一七五・〇〇	一八九・〇〇	一八九・〇〇	三三・八三	三三・八三	三三・五〇	一、一〇〇・〇〇
	大田土木建築事務所	仁多土木事務所	仁多土木事務所	本次土木建築事務所	川本土木建築事務所	仁多土木事務所	
"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	不用物件発生 減幅	" "	" "	" "

島根県告示第五百九十二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八
条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す

る土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年七月四日

跡市波子停車場線								浜田作木線							
江津市波子町口七六番一地先から同市敬川町六 九四番一地先まで								邑智郡石見町大字日貫四七四五番地先から同大 字四七四四番八地先まで							
後	前	後		前	後	前	後	後	前	後		前	後		
B	A	B		A	B	A	B	B	A	B		A	B		
一〇・〇〇 三六・〇〇	四・〇〇 一三・〇〇	一九・〇〇 四〇・〇〇	四・五〇 八・〇〇	四・五〇 八・〇〇	三・〇〇 四〇・〇〇	四・〇〇 七・〇〇	九・〇〇 三〇・〇〇	六・〇〇 一〇・〇〇	八・〇〇 四〇・〇〇	五・〇〇 三〇・〇〇	八〇〇 八〇〇	五・〇〇 五九〇・〇〇	八〇〇 五九〇・〇〇	五・〇〇 八〇〇・〇〇	九〇三・〇〇
一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	二五〇・〇〇	二五八・〇〇	二五八・〇〇	五八〇・〇〇	五八〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	五九〇・〇〇	
浜田土木建築事務所								川本土木建築事務所							
拡幅		ダブルウェイ		上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。		“		“		拡幅		ダブルウェイ		上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	

島根県知事 澄田信義

公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

島根県知事 澄田信義

一 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項に規定する非自動はかり（第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

二 実施する定期検査

(一) 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号及び第三号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
十一月二十五日から十二月二十四日まで	特定計量器の所在の場所	
出雲市、江津市、平田市、大原郡、邇摩郡		

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。
(二) 特定計量器検定検査規則第三十九条第一項第二号、第四号及び第五号の規定に該当する特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	特定計量器の所在の場所		検査区域
			郡	出雲市、江津市、平田市、大原郡、邇摩郡	
出雲市	九月一日及び同月二日 九月三日 九月四日及び同月五日 九月八日から同月十日まで	十時から十六時まで 十時から十五時三十分まで 十時から十六時まで 十時から十六時まで		出雲市役所	

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。
(三) (一)及び(二)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
木次町	九月十一日及び同月十二日	十時から十五時三十分まで	木次町役場
木次町	九月十六日	十時から十六時まで	加茂町役場
加茂町	九月十七日	十時から十五時三十分まで	木次町役場
大東町	九月十八日	十時から十四時三十分まで	大東町役場
温泉津町	九月十九日	十時から十五時三十分まで	仁摩町役場
仁摩町	九月三十日	十時から十六時まで	温泉津町役場
仁摩町	十月一日	九時三十分から十六時まで	仁摩町役場
仁摩町	十月二日	九時三十分から十一時三十分まで	仁摩町役場

江津市	十月七日から同月九日まで	九時三十分から十六時まで	四、二五六
平田市	十月十日	九時三十分から十四時まで	四、〇〇一
	十月二十日から同月三十日	十時から十五時三十分まで	四、五五五

備考 受付時間は、右記検査時間のうち十二時から十三時までの間を除く時間とする。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年七月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一二、一八一
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 一六八、一七四
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 八束第一選挙区

五、四二八

公益信託しまね女性ファンド（第十一期）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりで

雑報

八束第三選挙区	能義選挙区	仁多選挙区	大原選挙区	飯石選挙区	簸川第一選挙区	簸川第二選挙区	簸川第三選挙区	邇摩選挙区	邑智選挙区	那賀選挙区	鹿足選挙区	隱岐選挙区	松江選挙区	浜田選挙区	出雲選挙区	益田・美濃選挙区	大田選挙区	安来選挙区	江津選挙区	平田選挙区
四、二五六	四、〇〇一	四、五五五	四、五九九	五、八四〇	七、二四七	三、九四二	四、四五五	二、五一	七、九六〇	五、〇四六	四、九六五	六、八一一	三九、一一四	一二、二六〇	二三、八一八	一四、五二三	九、一六九	八、二三五	六、七四〇	七、八七〇
四、二五六	四、〇〇一	四、五五五	四、五九九	五、八四〇	七、二四七	三、九四二	四、四五五	二、五一	七、九六〇	五、〇四六	四、九六五	六、八一一	三九、一一四	一二、二六〇	二三、八一八	一四、五二三	九、一六九	八、二三五	六、七四〇	七、八七〇
四、二五六	四、〇〇一	四、五五五	四、五九九	五、八四〇	七、二四七	三、九四二	四、四五五	二、五一	七、九六〇	五、〇四六	四、九六五	六、八一一	三九、一一四	一二、二六〇	二三、八一八	一四、五二三	九、一六九	八、二三五	六、七四〇	七、八七〇

あるので、信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十九条第二項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成三年島根県規則第四十一号）第六条の規定に基づき公告する。

平成十五年七月四日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱信託銀行株式会社

一 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行つた、魅力ある地域づくり活動二十八事業に対し計四、八一四、〇〇〇円、男女共同参画社会づくり活動三事業に対して計五二〇、〇〇〇円、次代を担う人づくり活動十二事業に対して計一、二三七、〇〇〇円、水と緑豊かな環境づくり活動二事業に対して計一六〇、〇〇〇円、合計四十五事業六、七二一、〇〇〇円の助成金給付を行つた。

二 信託財産の状況（平成十五年三月三十一日現在）

資産合計

負債合計

金四六〇、一〇六、九九〇円
〇円

正味信託財産

正 誤

平成十五年四月十五日付け島根県報第一、四六一号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ

六

段行

誤

正

終わりから六

同大字字岩平の一4番

1 同大字字平岩の一4番

平成15年7月4日

島根県報

第1,484号(8)

平成十五年七月四日印刷
行

発行者

島

根

県

印發行所
松江市殿南町
松島陽根印刷所
所

定価一箇月
金一千四百二十円
(送料共)

毎週火・金曜日発行